

平成 2 9 年 第 2 回 定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 29 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 29 年 10 月 11 日（水曜日）

○議事日程第 1 号

平成 29 年 10 月 11 日（水曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|-----|-----------------------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議案第 12 号 | 平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 5 | 議案第 13 号 | 決算の認定について（平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 6 | 議案第 14 号 | 監査委員の選任について |
| 第 7 | 一般質問 | |
| 第 8 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 9 | 青広監報告第 3 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1 番	田 中	大	議員	9 番	田 中	哲 也	議員
2 番	田 中	茂 勝	議員	10 番	小 倉	潤 二	議員
3 番	山 脇	智	議員	11 番	中 田	靖 人	議員
4 番	軽 米	智雅子	議員	12 番	木 戸	喜美男	議員
5 番	石 岡	博 英	議員	13 番	坂 本	豊	議員
6 番	安 藤	英 博	議員	15 番	仲 谷	良 子	議員
7 番	中 村	美津緒	議員	16 番	秋 村	光 男	議員
8 番	奈良岡	隆	議員	17 番	渋谷	勲	議員

○欠席議員（1名）

14 番	柿 崎	裕 二	議員
------	-----	-----	----

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小野寺 晃 彦 君	参 与	小 松 生 佳 君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	久 慈 修 一 君	あおひらクリーンセンター所長	佐々木 健 君
副 管 理 者	船 橋 茂 久 君	庶 務 課 長	小 林 雅 憲 君
副 管 理 者	山 崎 結 子 君	予 防 課 長	長谷川 順 一 君
監 査 委 員	杉 田 浩 君	警 防 課 長	佐 藤 芳 之 君
事 務 局 長	館 田 一 弥 君	通信指令課長	佐 藤 匠 君
消 防 長	蝦 名 幸 悦 君	中央消防署長	花 田 孝 夫 君
消 防 次 長	吉 本 雅 治 君	東 消 防 署 長	成 田 智 君
総 務 課 長	西 村 務 君	浪岡消防署長	中 村 裕 治 君
参 与	船 橋 正 明 君 (青森市市民政策部政策推進課長)	平内消防署長	木 村 秀 人 君
参 与	渡 辺 仁 志 君 (平内町企画政策課長)	会 計 管 理 者	小 鹿 継 仁 君
参 与	阿 部 清 幸 君 (外ヶ浜町総務課参事)	会 計 課 長	工 藤 哲 也 君
参 与	平 山 茂 樹 君 (今別町総務課課長)	監査委員書記	貝 森 敦 子 君

監査委員書記 三 上 智 幸 君

清掃管理課長 葛 西 俊 一 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 小 倉 隆

書 記 山 上 正 吾

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 大 柳 良 明

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 29 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員会の石岡博英副委員長から平成 29 年 8 月 31 日付をもって、副委員長を辞任したい旨の願い出があり、本日開催した議会運営委員会において、委員会条例第 9 条の規定により、これを許可いたしました。

これに伴い、議会運営委員会の副委員長が欠員となりましたことから、副委員長の互選を行ったところ、今別町議会から選出されております田中哲也委員が副委員長に当選されましたので御報告いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、6 番安藤英博議員及び 8 番奈良岡隆議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 12 号 平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 13 号 決算の認定について（平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

○議長（渋谷勲君） 日程第 4 議案第 12 号「平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」及び日程第 5 議案第 13 号「決算の認定について」の計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 平成 29 年第 2 回定例会の開会に当たり、提出いたしました議

案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第 12 号平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、アウガへの介護認定審査会チームの移転に伴う経費や消防庁舎及び消防団機械器具置き場の維持修繕に係る経費を措置するなど、今後の事務事業を円滑に執行するための経費に加え、平成 28 年度の決算剰余金による構成市町村の分担金及び負担金、諸収入等について所要の調整を行うものであります。

それでは、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

民生費につきましては、介護認定審査会チームのアウガ移転に伴い、ネットワーク移設に係る経費として、165 万 7000 円を増額補正するものであります。

構成市町村振興費につきましては、平成 28 年度決算に係る剰余金を青森地域広域事務組合振興基金に積立するため 228 万 2000 円を増額補正するものであります。

消防費のうち、青森消防費につきましては、今年度から火災予防査察の体制を強化したことに伴う需用費等の経費として 8 万 1000 円、消防庁舎修繕等に係る経費として 108 万 5000 円を増額補正するものであります。

青森消防団運営費につきましては、奥内分団第 4 班機械器具置き場のトイレ修繕に係る経費として 93 万 9000 円、第 3 分団第 1 班機械器具置き場の屋根の雪止め工事に係る経費として 23 万 8000 円を増額補正するものであります。

公債費につきましては、青森消防費に係る平成 28 年度地方債借入分利子の確定に伴い、127 万 1000 円を減額補正するものであります。

予備費につきましては、平成 28 年度の決算に基づく所要の調整等を行った結果、9 万 6000 円を増額補正するものであります。

次に、歳入の主な内容であります。平成 28 年度の決算剰余金及び歳出補正に伴う所要の調整を行った結果、分担金及び負担金につきましては、1 億 7395 万 8000 円の減額補正、繰越金につきましては、1 億 8751 万 1000 円を増額補正、諸収入につきましては、844 万 6000 円の減額補正となったものであります。

債務負担行為につきましては、今年度、中央消防署外ヶ浜分署に配備する高規格救急自動車の車庫の賃貸借については、複数年の契約となりますことから、債務負担行為を設定するものであります。

これらの結果、今回の補正額は、510 万 7000 円を増額補正となり、補正後の一般会計予算額は、59 億 1084 万 7000 円となった次第であります。

最後に、議案第 13 号決算の認定については、平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものでありますが、その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 次に、平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算につ

いて説明を求めます。小鹿会計管理者。

〔会計管理者小鹿継仁君登壇〕

○会計管理者（小鹿継仁君） 本議会に提案いたしました平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

平成 28 年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行いたしました。

それでは、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、1.01%増の 56 億 5457 万余円でありましたが、その後、平成 27 年度決算に係る剰余金の確定等に伴い分担金及び負担金 1 億 9259 万余円、県支出金 14 万円、財産収入 50 万余円、諸収入 1153 万余円、組合債 3590 万円を減額補正するとともに、繰越金 2 億 2452 万余円を増額補正し、さらに、前年度からの繰越額として、あおひらクリーンセンター施設管理事業に係る経費 144 万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、56 億 3987 万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して、0.21%増の 56 億 3488 万余円、歳出が前年度に比較して、0.35%増の 53 億 7088 万余円となり、歳入・歳出差引 2 億 6399 万余円の実質収支額となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

なお、青森地域広域事務組合は、平成 27 年 4 月 1 日より青森地域広域消防事務組合と統合したところであり、当該消防事務組合の解散に伴い平成 27 年 3 月 31 日付の打ち切り決算となったため、平成 28 年度決算と比較しております平成 27 年度の歳入・歳出決算には、平成 26 年度精算分が含まれていることを申し添えます。

まず、歳入についてであります。使用料及び手数料は、944 万余円で、前年度に比較して、17.27%の減となっており、これは、主として、危険物検査手数料が減少したことによるものであります。

国庫支出金は 2317 万余円で、前年度に比較して、49.39%の減、また、県支出金は、1781 万余円で、前年度に比較して、50.03%の減となっており、これらの減はいずれも、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う平成 26 年度打ち切り決算の影響等によるものであります。

財産収入は、914 万余円で、前年度に比較して、8.66%の減となっており、これは、主として、有価資源売却収入が減少したことによるものであります。

繰越金は、2 億 7122 万余円で、前年度に比較して、112.15%の増、諸収入は、2 億 3483 万余円で、前年度に比較して、43.46%の減となっており、これらの増減はいずれも青森地域広域消防事務組合の解散に伴う平成 26 年度打ち切り決算の影響等によるものであります。

組合債は、2 億 1590 万円で、前年度に比較して、30.53%の増となっており、これは、

主として、衛生債の増によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、35 万余円で、前年度に比較して、10.43%の増となっており、これは、主として、議会運営事務費の増によるものであります。

総務費は、1 億 5633 万余円で、前年度に比較して、1.04%の増となっており、これは、主として、一般事務費の増によるものであります。

民生費は、7374 万余円で、前年度に比較して、6.91%の減となっており、これは、主として、介護認定審査会の人件費が減になったことによるものであります。

衛生費は、6 億 1377 万余円で、前年度に比較して、20.26%の増となっており、これは、主として、あおひらクリーンセンター改修事業の増によるものであります。

構成市町村振興費は、1021 万余円で、前年度に比較して、25.62%の減となっており、これは、主として、観光ホームページ等製作業務の減によるものであります。

消防費は、42 億 6485 万余円で、前年度に比較して、3.35%の減となっており、これは、主として、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う平成 26 年度打ち切り決算の影響等により、減になったものであります。

公債費は、2 億 5160 万余円で、前年度に比較して、39.15%の増となっており、これは、主として、平成 26 年度借入分の消防救急無線デジタル化整備事業の緊急防災・減災事業債の元金償還が開始となったことによるものであります。

以上、平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第 12 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号については、認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号については、認定と決しました。

日程第 6 議案第 14 号 監査委員の選任について

○議長（渋谷勲君） 日程第 6 議案第 14 号「監査委員の選任について」を議題とします。

本件については、地方自治法第 117 条の規定により、5 番石岡博英議員の退席を求めます。

〔議員石岡博英君退場〕

○議長（渋谷勲君） 提案理由の説明を求めます。管理者小野寺市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 議案第 14 号について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合理約第 12 条第 2 項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、平成 27 年第 2 回青森地域広域事務組合理会定例会において御同意をいただき選任いたしました監査委員柿崎裕二氏は、去る 8 月 31 日をもって辞任いたしました。

そこで、この後任について慎重に検討した結果、石岡博英氏が適任と認められますので選任いたしたいと存じます。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴については、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 14 号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

5 番石岡博英議員の入場を求めます。

〔議員石岡博英君入場〕

日程第 7 一般質問

○議長（渋谷勲君） 日程第 7 「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3 番山脇智議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3 番（山脇智君） 議席番号 3 番、青森市選出の山脇智です。通告の順に従い、質問を行います。

初めに、「消防団応援の店」事業について質問します。

今年 4 月に、共産党会派で視察に行った宮崎市では、地域のために献身的に活動を行う消防団員と、その活動を支える家族に対しての支援と、消防団員の確保対策として、「消防団応援の店」事業を行っています。

この事業では、消防団員とその家族にカードを発行し、協賛店でカードを提示すれば、さまざまな割引サービスを受けられるというものです。

宮崎市では、飲食店を初め、地域の床屋やガソリンスタンド、映画館など、100 店舗以上が協賛店となっており、協賛店には「消防団応援の店」のポスターが掲示されております。

団員のなり手不足の解消と、地域経済活性化にもつながる事業であり、今、全国でも実施をする自治体が、徐々にふえてきていると聞いています。

本組合に加盟する市町村においても、消防団員の確保は課題となってきています。

そこで質問しますが、「消防団応援の店」事業について、どのように認識をしているのか

お示してください。

次に、地下式消火栓について質問します。

消火栓は、地上式消火栓と地下式消火栓の２種類があります。

地下式消火栓は、道路などに設置がされ、マンホールのようなふたに専用のハンドルを差し込み、開けて使用するものです。

地下式消火栓は、積雪の際に、消火栓が埋まってしまうなどの障害があるため、積雪地ではあまり設置はされていないと聞いています。

しかし、全国の県庁所在地で、最も雪が多いと言われる本市においても、地下式消火栓が設置されている地域があります。

そこで質問しますが、降雪期における地下式消火栓の維持管理をどのように行っているのかお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

〔消防長蛭名孝悦君登壇〕

○消防長（蝦名幸悦君） 山協議員の２点の御質問に順次お答えいたします。

初めに、「消防団応援の店」事業についてであります。「消防団応援の店」——以下、「応援の店」と言わせていただきます——事業につきましては、県または市町村が主体となり、消防団員またはその家族の方も含め、「応援の店」に登録している飲食店や宿泊施設、美術館などを利用する場合に、消防団員証等を提示することで、ドリンクサービスや割引サービスなどの優遇を受けることができる事業であると認識しております。

当該事業につきましては、本県で実施している自治体はないものの、東北では秋田県大館市、山形県上山市、岩手県花巻市などで実施されているところであります。

なお、当該事業は、消防団員等に対する多様なサービスを通じて、地域で消防団を応援する効果があると思われませんが、事業を実施している他自治体では、「応援の店」に登録する事業所が少ない等の理由により、事業を廃止している自治体もあると聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、青森地域広域事務組合消防本部といたしましては、他自治体の動向を注視しながら、実施状況等の情報収集にまずは努めてまいりたいと考えております。

次に、地下式消火栓についての御質問にお答えいたします。

消防機関が火災発生時において、消火活動等に使用する消火栓は、放水口が地上にある地上式消火栓と、放水口が埋設されている地下式消火栓の２種類に分類されており、青森地域広域事務組合消防本部——以下、当消防本部と言わせていただきます——におきましては、降雪を考慮し基本的に地上式消火栓を設置しております。

しかしながら、交通に支障がある場合や設置場所を確保できない場合などは、地下式消火栓を設置することとしております。

山協議員お尋ねの降雪期における地下式消火栓を含めた消防水利の維持管理についてであります。当消防本部におきましては、毎年降雪期前の１０月ごろに、道路管理者である

国土交通省青森国道維持出張所、青森県東青地域県民局地域整備部及び青森市都市整備部に対しまして、これまでに雪の積み上げが確認された消火栓等の具体的な位置図を添付し、「除排雪に伴う消火栓及び防火水槽への雪の積み上げ等の防止について」の文書による協力を依頼しているところでございます。

また、12月には、地下式消火栓を含めた消防水利の維持管理の一環として、消防水利の目印となる赤い旗を取り付けたポールや竹竿等を設置し、降雪期には、必要に応じて消火栓等の除雪を行い、消防水利を確保しているところでございます。

なお、降雪により地下式消火栓が確認できない場合は、消防水利の位置図及び地下式消火栓の目印として設置している標識などを活用し、速やかにその位置を把握しているところでございます。

今後におきましても、降雪状況を踏まえ適宜消火栓等の除雪を実施し、火災が発生した場合には、消火活動が迅速に展開できるよう消防水利の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 3番山脇議員。

○3番（山脇智君） 御答弁ありがとうございました。

「消防団応援の店」事業については、先ほど、他都市の状況など説明がありました。

今回私が質問をしたのは、将来的にはこの事業を実施をするような方向に何とか考えて欲しいという思いもあって質問をしました。

ただ、先ほど、さまざま課題もあるということで、協賛店が少ないですとか、他都市の状況の御説明もあったわけなんですけれども、本来であれば、もしかしたら、青森市議会のほうで求める質問なのかもしれませんし、さまざまな課題もあるかとは思いますが、本事務組合においても、この事業について少し研究をして、実施に向けて検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、地下式消火栓について、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

この質問をした背景には、長島地域に設置されている地下式消火栓がですね、冬場、たびたび雪に埋まっているということで、長島町会のほうから相談を受けて、実際に私も昨冬、埋まっている状況を確認したんですけれども、実際に消防に相談にも行っているんですが、どうしても埋まったままになっていることもあるということだったので、1点再質問なんですけれども、積雪の際に、その地下式消火栓が雪に埋まっているのが確認された場合、また地域住民から埋まっていると相談や通報があった場合には、どのように対応するのかお示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

○消防長（蝦名幸悦君） 山脇議員の再度の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの消火栓が雪に埋まっているとの通報があった際には、その地区を管轄する消防署あるいはまた消防分署から消防車両を出動させ、現場を確認するとともに、必要に応じて、除雪を実施し、消防水利の確保に努めております。

また、重機等の除排雪により、消火栓に雪が積み上げられていた場合等は、速やかに関係機関へ連絡をして、雪の除去を依頼するなどの対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 3 番山脇議員。

○3 番（山脇智君） 豪雪の際には、住民ですとか業者の寄せ雪などもあって、消火栓も設置場所がかなり多いので、管理もなかなか大変な部分があると思うんですけども、地域の住民から通報や相談があった際には、なるべく迅速な対応をしてくださることをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 次に、15 番仲谷良子議員。

〔議員仲谷良子君登壇〕

○15 番（仲谷良子君） 15 番社民党の仲谷良子でございます。通告に従って、一般質問を行います。

女性消防士の職場環境について質問いたします。

女性消防士 3 人の明るい笑顔が、5 月 1 日の広報あおもりの表紙を飾りました。

私は、女性消防士の誕生を青森市民に知らせる意味でも、是非広報あおもりの表紙にと考えておりましたので、喜ばしい思いでございました。

また、青森県消防学校での訓練修了の様子が放映され、当消防本部の女性消防士の方が、元気に答えられている様子が映し出されていまして。

さまざま困難なこともあるでしょうが、消防士という仕事に誇りを持って頑張っていたきたいとエールを送ります。

平成 29 年第 1 回定例会において、女性消防士の環境整備について質問いたしましたが、今後、さまざまな場面において、さらなる取り組みが必要と考えて質問させていただきます。

質問は、これまで男性のみだった青森地域広域事務組合消防本部に、女性消防士 3 名が採用されましたが、女性消防士に対して今後どのようなことに配慮が必要と考えるか示してください。

壇上からの質問は以上でございます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

〔消防長蝦名幸悦君登壇〕

○消防長（蝦名幸悦君） 仲谷議員の「女性消防士の職場環境について」の御質問にお答えいたします。

平成 29 年 4 月に採用されました青森地域広域事務組合消防本部、—— 以下、「当消防本部」と言わせていただきます——、初の女性消防士 3 名は、消防の基礎を学ぶため、青森県消防学校での初任教育課程に入校しておりましたが、約 6 カ月間に及ぶ訓練を無事修了し、現在、同期採用となった消防士たちとともに、現場の最前線で活躍するべく、高い志、使命感を持ち、それぞれ日々の業務や訓練に励んでいるところでございます。

このたびの女性消防士の配属に伴い、女性消防士が 24 時間勤務することとなる中央消防署につきましては、施設の一部を改修し、更衣室、仮眠室、洗面所及びシャワー室、ブラ

インド、専用ロッカー、洗面台及び乾燥機付き洗濯機を備えた「女性消防士専用室」を整備し、合わせて女性専用トイレを洋式化したところであります。

また、女性消防士の 24 時間勤務に当たりましては、これまで以上に厳格なハラスメント防止策を講じ、所属長を初めとする管理職員が、その認識のもとに職場の雰囲気醸成し、全ての男性職員が女性の立場に立ちハラスメントを理解するとともに対策を施して、女性消防士が安心して働くことができる職場環境を構築していくことが必要であると考えております。

このような考えのもと、今年 5 月の全国消防長会総会において採択された「ハラスメント防止宣言」に呼応し、去る 8 月 1 日にハラスメント防止のために不断の努力を行うことを、私自らが宣言するとともに、各消防署を廻り、職員一丸となってハラスメント根絶に取り組むよう直接指示をしたところであります。

また、女性消防士が働きやすい職場環境を実現するため、今年 3 月に青森県消防学校が開催した「女性消防吏員の採用に伴うハラスメント研修会」に職員を 230 名受講させ、ハラスメント対策の重要性を強く自覚させたところであり、加えて、9 月からの女性消防士の配属前には、ハラスメント対策の重要性を再認識させるため、去る 8 月 22 日、25 日の両日において、既に女性消防士 17 名が勤務している弘前地区消防事務組合消防本部から人材育成課課長補佐及び女性係長を講師に迎え、より身近で現実的な内容でのハラスメント研修を実施したところでもあります。

このほか、女性消防士が安心して働くためには、相談の受付に配慮することも必要であると考えていることから、当消防本部では、基本的には所属の上司や所属長に対し相談するか、所属に直接相談できない事情がある場合は、庶務課長に相談する体制をとっております。

しかしながら、男性と女性とでは感覚等で異なる面もあることから、消防施設の改善に関する要望等については、施設管理を担当する庶務課の女性職員を窓口として相談を受け付けすることとしたほか、内容によっては、本人にとって男性に相談することが苦痛やかえってそれが負担となることも考えられることから、そうした場合は、青森市が実施している女性の臨床心理士による「ライフ相談」の利用や女性保健師が対応している保健室へ同市の職員と同様に相談することも可能となっております。

当消防本部といたしましては、女性消防士が安心して長く働き続けられることができるよう、今後とも職場環境の充実に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 15 番仲谷議員。

○15 番（仲谷良子君） 御答弁ありがとうございました。

前回は、相談の受け付けということで、いろんな悩みだとか、そういうことでどうするというのを、前回の再質問でしたんですけども、今、消防長の御答弁では、庶務課の女性職員だとか、市のライフ相談、そして保健室での相談と考えていただいたということで、本当にありがとうございます。

そのことをしっかりですね、女性消防士さんにお伝えになって、こういうことで何か悩

みがあったらということも言っていたきたいというふうに思います。

それから、ハラスメント対策ということで、弘前地区消防組合消防本部から講師として来ていただいて、研修をしたということも御答弁にありました。

私も、前回の質問終わってからですね、弘前市では 17 人もいる女性消防士さんですし、古い歴史を持っているということで、どういうふうに取り組み、それから対策を立てているのかということで、弘前市の消防本部にお聞きしました。

そしたらですね、弘前地区消防事務組合女性消防吏員の職域に関する要綱という資料が送られてまいりました。

この内容を見ますとですね、女性消防吏員に対して、就業制限の業務だとか、妊娠中の女性消防吏員に対する就業制限ということだとか、それから職場における性的な言動、セクハラとかそういうことに対しての体制の整備だとか、消防活動に積極的に従事させるに当たっては、性別に関係なく平等に評価すること。これって、私、弘前の消防本部の方とお話したんですが、幾ら女性だからって、か弱い女性だとして見ないでほしいというふうに弘前のほうで言われて、やっぱりやれることはしっかりと、もちろん力が男性よりはそれは弱いわけですけども、やっぱりやれることはしっかりとやりたいという思いだと、いうふうに伝えられたと。弘前では、そういうふうにおっしゃっておいりましたので、青森市にもそういうことがあったらいいなというふうに思いますし、さまざま本当に 10 条にわたる要綱ですね、これを弘前では作りました。

これは、今、妊娠されている方がお二人いるということで、是非これも適応をしなければいけないということで作られたということも言われておいりました。

消防長はこの弘前市の要綱をごらんになっていると思いますけれども、今後、青森消防本部においても、女性消防士の職場環境に配慮するとすれば、要綱の制定も含め、どのように取り組むのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

○消防長（蝦名幸悦君） 仲谷議員の再度の御質問にお答えいたします。

女性消防士の職場環境の配慮にどのように取り組むのかについてでございますけれども、女性の就業につきましては、「労働基準法や女性労働基準規則——以下、「労働基準法等」と言わせていただきますけれども——におきまして、重量物を取り扱う業務や有毒ガスを発散する場所における業務などを制限する規定が設けられておりますが、この就業制限に係る規定を理由に女性消防士の職域から災害現場における警防業務全てを排除することは適当ではなく、就業制限の主旨を踏まえつつ、合理的な解釈をもって、女性消防士につきましても警防業務に配置することは可能である。」との通知が、平成 16 年総務省消防庁から発出されております。

また、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」が施行されたことから、さらなる女性の活躍が期待されているところでございます。

これらのことを踏まえまして、当消防本部におきましては、労働基準法等で規定される

女性の就業制限等につきまして、女性消防士の職域と照らし合わせた上、効果的かつ効率的な人員配置と職域の運用を図るため、また、将来的には、妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じた母性保護に係る配慮や子育て期における配慮が必要でありますことから、他消防本部の女性消防士に関する取り組みやあわせて職場全体にわたる職場環境への取り組みなどにつきましても、その動向を注視しつつ、まずは情報収集に努めてまいります。

いずれにいたしましても、当消防本部の女性消防士が、職場環境に苦慮することなく働ける職場とするとともに、男性職員も含めたすべての消防士が快適に過ごせるような職場環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 15 番仲谷議員。

○15 番（仲谷良子君） そうすると、弘前市だけということではありませんが、今後、他都市の他消防本部の取り組みを参考にしながらということで、私は弘前の要綱しか見ておりませんけれども、そのような要綱を検討してるということでしょうか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（蝦名幸悦君） 再度のお尋ねにお答えいたします。

まずは、弘前消防本部の要綱策定は承知してございます。

弘前消防本部だけではなくて、他都市の情報も収集しながらですね、どのような形が一番いいのか、まずそのために情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 15 番仲谷議員。

○15 番（仲谷良子君） わかりました。

今入ったばかりの 3 人ですので、妊娠・出産とか、さまざまなことにはいたらないとは思いますが、ただ将来的にはそういう要綱なども作る必要があると思いますので、是非お考えくださるようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 8 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（渋谷勲君） 日程第 8 「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 9 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 9 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」は、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 29 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 45 分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 安 藤 英 博

議員 奈良岡 隆